

環境影響評価準備書に対する市民意見及び事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
処理場計画について (処理方式)	●処理方式としては、三次処理を当然考えるべきと考えるがどうか。三次処理(すくなくとも砂ろ過)を予定しない理由は。	現在、本市においては、本計画区域を含め下水道未整備区域が面積にして約40%あります。下水道局(以下、当局という。)としては、これらの区域を早急に整備し、公共用水域の水質汚濁負荷を軽減することが急務であると考えています。 三次処理については、今後の水処理技術の開発、公共用水域の水質改善状況などを考慮して対応していく意向です。
(雨水の計画流入量)	●雨水の計画流入量が明らかにされていない理由は何か。	雨水ポンプ施設は、汚水処理施設に併設しますが、雨水の計画流入量は、評価書のP255に述べたように20m ³ /secです。
(二重覆蓋)	●環境対策や労働条件から考えても、二重覆蓋にするのが最近の常識と考えるがどうか。採用しない理由は何か。	評価書の中では文章で表現しておりませんが、P33の計画断面図に示しているように、平田終末処理場(仮称)(以下、本処理場という。)については、二重覆蓋を計画しております。 以下に二重覆蓋の模式図を示します(図省略)が、二重覆蓋の目的は、1)臭気の効率的な捕集脱臭、2)良好な作業環境に維持のために行うものであります。
(汚泥の最終処分計画)	●汚泥の最終処分計画を明らかにすべきである。	本処理場では、下水汚泥は脱水したのち場外搬出して処分します。現状の処分方法としては、焼却灰埋立が主体であります。将来的にはコンポスト化、骨材化などの資源化が考えられますので、今後の社会動向及び技術開発などを考慮して最も適切な方法を採用していきます。
(計画汚水量)	●分流式にしては、計画汚水量が処理区域に比し、大であると考えるがどうか。計画下水量の算出根拠は。	発生汚水量の内訳は、基礎家庭汚水量、営業汚水量、工場排水量、地下水量からなっています。 その算出の根拠は、基礎家庭汚水は、家庭において炊事、洗濯、風呂、水洗便所等に使用された後に排水される汚泥で、将来における一人一日当たりの在宅用給水量を過去の実績等を基に算定し、これに将来の流域の夜間人口を乗じて基礎家庭汚水量としています。 営業汚水は、事業所、官公署、娯楽場、学校等から排出される汚水であり、主として商業地域から多く排出されるもので商業地域の性格に左右されます。 将来の昼間人口当たりの営業汚水量原単位を過去の上水の給水実績、地下水使用実績、営業用地率を基に算定し、これに将来の流域の昼間人口を乗じて営業汚水量としています。 地下水量は、基礎家庭汚水量と営業汚水量の合計の20%としています。 工場排水は、工場から排水される汚水で、供給水源としては上水道、工業用水道、井戸水などがあります。将来の工場排水量は、過去の上水道、工業用水道、井戸水さらに工場排水量実績、工業的地域面積(*1)をもとに工業的地域面積当たりの工場排水量原単位を求め、これに将来の流域の工業的地域面積と節減率(*2)を乗じて求めています。 以上のような根拠により計画汚水量を算出していますので、原則的には分流式も合流式も排除方式による差はありません。 *1:工業地域、準工業地域、工業専用地域の各用途地域面積の中に占める工場の面積の割合 *2:工場における生産プロセス及び用水機能改善による排水節減の割合
(処理場位置選定)	●あくまでも丸野地内に建設を強行しようとしているが、何故に全体の92%の受益者の住む新川の向こう側ではいけないのか。今までの説明では絶対に許せない。どうしても出来ない理由を住民に納得出来るよう説明を求める。	一般に下水道の排水系統はおおむね地形によって決定されるが、終末処理場の位置は地形条件、放流条件、建設及び維持管理の条件などにより決定されます。丸野二丁目地内は、地形が流域の下流に位置していること、放流河川の新川に接していることおよび、雨水ポンプ場が併設されるため、建設および維持管理が有利であること等の面で優れており、その他の事項も含め、総合的判断の結果、計画位置として選定しました。

	●処理場は最も低い位置とか、下水道の総延長が短い及び周辺地域の状況などにより位置が決定されるべきであると考えがどうか。 ●平田地域は、処理人口5%～7%なのに何故に平田地域に建設しなければならないか。 ●中学校の環境悪化についても絶対に許せない。次代をしょってた子供達の勉強の場を、より良い環境を守ってやるのが親のつとめと思う。納得出来る説明を求める。 ●場所として当該地を選定した理由は何か。特に平田中学に隣接した理由は。 ●処理場予定地は、中学校に隣接し、環境、公害上最も悪いと思われる。	また、本処理場は平田中学校に隣接しているため、特に悪臭、騒音、振動については万全の環境保全対策を講じております。 さらに、最近の本市の処理場においては、上部をテニスコート、公園などの地域のコミュニティの場として利用できるようにしており、本処理場においても、処理場施設の上部を平田中学校の生徒に運動の場としても利用できるようにし、より良い環境をつくっていく計画です。
関係地域について (関係地域)	●治水の面から考えれば、関係地域として、新川沿いの地域を入れるべきである。	新川流域全体を対象とした治水上の計画調査、環境影響調査は、河川計画の中で検討されるものと考えます。 新川は昭和54年度より、国の総合治水対策特定河川事業の実施河川に採択され県等を含む流域内関連市町村で新川流域総合治水対策協議会が設立されております。 現在、この組織の中で総合治水対策の具体的施策が検討されておりますので、本処理場からの雨水排除についても、この流域整備計画と整合をとって行っておりますが、実施にあたっては河川管理者と協議してまいります。 したがって、関係地域としては、悪臭等の影響範囲をもとに、おおむね半径1kmの範囲を設定しました。
悪臭 (環境保全目標)	●悪臭物質の臭気強度の保全目標2.5は高すぎる。愛知県の五条川左岸流域下水道浄化センターでは、基準値として1.5以下、目標値として1以下となっている。教育施設に隣接していることを考えると、少なくとも五条川浄化センター並とすべきではないか。	五条川浄化センターでは悪臭物質(8物質)についての当面の基準値を臭気強度1.5以下、将来の目標値を臭気強度1以下としておりますが、臭気強度(複合臭気)については取り上げておりません。 本環境影響評価では、悪臭物質(8物質)と臭気強度(複合臭気)を対象として、以下のように環境保全目標を設定しております。 悪臭物質 … 臭気強度 2.5(敷地境界線) 臭気濃度 … 敷地境界線における臭気濃度を15以下とし、日常生活において住民が不快な臭いを感じないようにする。 上記環境保全目標設定の考え方は以下のとおりです。 まず、悪臭物質については、悪臭防止法(臭気強度2.5～3.5に対応する濃度)に基づき、名古屋市告示において、市全域について臭気強度2.5を採用しております。したがって、この規制基準値を参考にして環境保全目標を設定しました。 しかしながら、この基準値は物質ごとの規制値であり、複合的な臭気に対しては問題が残されております。このため、臭気濃度についても上記のような環境保全目標を設定し、悪臭物質に対する保全目標を補完しております。 臭気濃度に対する保全目標としては、「住民が日常生活において不快な臭いを感じない」ことを基本的な考えとしましたが、この目標を具体的な数値で表示することについては臭気の種類によって異なるなどの問題もあり、現在の知見では明確になっていません。 しかし、本評価書においては東京都公害防止条例における準工業地域の規制値を参考として臭気濃度15以下と設定します。 また、臭気濃度は官能試験(三点比較式臭袋法)で測定されるものであり、物質濃度との違いも説明します。

(予 測)	●悪臭物質の排出量については、既処理場の濃度と気積計算を行っているが、受入下水が合流式か分流式か、覆蓋式かどうか、測定場所や換気条件の違いなどにより濃度が異なると考えられるが、その具体的条件はどうか。また、気積計算の具体的内容を明らかにすべきである。	本処理場は、分流式であります。基本的には分流式であっても合流式であっても排除方式の違いによる悪臭物質の濃度差はないと考えます。ご指摘のように、覆蓋の有無、あるいは測定場所や換気条件の違いにより濃度差が生じると考えられますが、本環境影響評価では、脱臭以前の原臭濃度の測定値の中から最大値を発生源濃度と設定し、拡散計算を行っております。 本市処理場の一般的な脱臭方法としては、オゾンを利用しております。また、現在建設中の植田処理場では、脱臭装置として次亜塩素酸ソーダ酸化・活性炭吸着を予定しており、代表的な悪臭物質の除去率は95%程度を想定し選定しておりますが、本処理場でもこの程度の脱臭装置を設置するため、敷地境界線における着地濃度は予測値よりもかなり小さくなります。 なお、施設別の気積を別表1に示します。 別表1 施設別の気積 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">施設名</th><th colspan="2">対象気積</th></tr><tr><th>対象</th><th>気積(m³)</th></tr><tr><td colspan="2">沈砂池・ポンプ棟</td><td>沈砂池の二重覆蓋内部</td><td>1,800</td></tr><tr><td rowspan="4">水処理施設</td><td>汚泥貯留槽</td><td>汚泥貯留槽の二重覆蓋内部</td><td>600</td></tr><tr><td>最初沈殿池</td><td>最初沈殿池の二重覆蓋内部</td><td>1,400</td></tr><tr><td>エアレーションタンク</td><td>エアレーションタンクの二重覆蓋内部</td><td>2,900</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>4,900</td></tr><tr><td rowspan="3">汚泥処理棟</td><td>汚泥濃縮槽</td><td>汚泥濃縮槽の二重覆蓋内部</td><td>150</td></tr><tr><td>汚泥貯留槽</td><td>汚泥貯留槽の二重覆蓋内部</td><td>150</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>300</td></tr></table>	施設名		対象気積		対象	気積(m³)	沈砂池・ポンプ棟		沈砂池の二重覆蓋内部	1,800	水処理施設	汚泥貯留槽	汚泥貯留槽の二重覆蓋内部	600	最初沈殿池	最初沈殿池の二重覆蓋内部	1,400	エアレーションタンク	エアレーションタンクの二重覆蓋内部	2,900	計		4,900	汚泥処理棟	汚泥濃縮槽	汚泥濃縮槽の二重覆蓋内部	150	汚泥貯留槽	汚泥貯留槽の二重覆蓋内部	150	計		300
施設名		対象気積																																	
		対象	気積(m³)																																
沈砂池・ポンプ棟		沈砂池の二重覆蓋内部	1,800																																
水処理施設	汚泥貯留槽	汚泥貯留槽の二重覆蓋内部	600																																
	最初沈殿池	最初沈殿池の二重覆蓋内部	1,400																																
	エアレーションタンク	エアレーションタンクの二重覆蓋内部	2,900																																
	計		4,900																																
汚泥処理棟	汚泥濃縮槽	汚泥濃縮槽の二重覆蓋内部	150																																
	汚泥貯留槽	汚泥貯留槽の二重覆蓋内部	150																																
	計		300																																
	●臭突は、自然排気か強制排気か。強制排気なら、その能力はどうか。	臭気に係る排気については強制排気を計画しており、各臭突ごとの排気能力は下記のとおりです。 沈砂池・ポンプ棟…4,700 m³/h 水処理施設…44,300 m³/h 汚泥処理施設…990 m³/h																																	
	●守山処分場は、全計画が完了していないと思うが、その状況で臭気を測定したのは問題である。守山と堀留を類似処理場として選んだ理由は何か。	守山処理場と堀留処理場を類似処理場として選定したのは、評価書P.73で述べているように、覆蓋を行っているなど名古屋市内における処理場としては、本処理場の計画と類似した構造、設備等を有しているということが大きな理由です。 なお、現況では、堀留処理場(200,000m³/日)は本処理場の2倍程度、守山処理場(43,000m³/日)は1/2程度の処理能力であります。 評価書で述べているように、守山処理場と堀留処理場の測定結果から、本処理場では環境保全目標を十分に達成できると考えておりますが、万全を期して供用後も定期的に悪臭発生状況の調査を行い、環境保全目標を守るよう努めます。																																	
	●気象条件の名塚中学校測定点の風速測定場所の高さは何mか。20mと異なっていれば、そのまま	処理場の計画地盤高さはT.P約 3.6m、名塚中学校の現況地盤高はT.P約 3.5mであり、本処理場の臭突高さは 20m、名塚中学校の風向、風速測定点の高さは12.5mとなっております。																																	

	臭突の拡散パラメータとして使用できないと思うがどうか。	したがいまして、臭突頂部の高さはT.P 23.6m、名塚中学校気象測定点の高さはT.P 16.0mとなります。 両地点は約 2.0km離れており、高度で約 7.6mの違いがありますが、名塚中学校が予定地に最も近い気象観測地点となるため、ここでの測定値を用いました。 なお、予定地付近の地上風の代表的風速が2m/secより大きいとしても、評価書P.63の(1)-1式、2式より着地濃度は本環境影響評価の拡散計算結果より小さくなるので問題はありません。 また、予測計算においては、評価書P.70の図2・1・5に示すように、3本の臭突からの着地濃度の重ね合わせを行いました。
(評 価)	●現在、他地区の処理場で悪臭が有るが、平田処理場(仮称)では日常生活に不快な臭いを感じないように出来るか。	拡散計算結果及び既設処理場における実測値から、環境保全目標は達成でき、日常生活において住民の方が不快な臭いを感じないようにできると考えております。 なお、万全を期して供用後も定期的に悪臭発生状況の調査を行い、環境保全目標の達成に努めます。
(環境保全対策)	●脱臭設備の内容が何も明らかにされていないのはなぜか。	本市処理場の一般的な脱臭方法としてはオゾンを利用しております。また、現在建設中の植田処理場では、脱臭装置として次亜塩素酸ソーダ酸化・活性炭吸着を予定しており、代表的な悪臭物質の除去率は95%程度を想定し選定しておりますが、本処理場の脱臭方法についても、この植田処理場の脱臭方法を基本として、今後の技術開発の内容などをふまえ、建設時点における最も適切なものを採用する予定であります。
	●悪臭発生の大きな要因と考えられる脱水ケーキ搬出に関する具体的計画を明らかにすべきである。	評価書の悪臭、廃棄物の章でも述べたように汚泥の脱水ケーキ搬出に伴う悪臭発生に対しては、次のような対策を行って環境保全目標を守ります。 ・搬出口：シャッターのほかにエアカーテンを設置し、汚泥搬出時の臭気の拡散防止に努めます。 ・搬出車両：汚泥の搬出車両からの悪臭発生、拡散を防止するために、車両を密閉構造にし、車両の洗浄等を実施します。

環境影響評価準備書に対する市民意見及び事業者の見解

項 目	意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
騒 音 (環境保全 目標)	●騒音は、平田中では「学校環境衛生の基準」を環境保全目標とすべきではないか。	予定地敷地境界線から平田中学校の校舎までの最短距離は約40mであり、予定地敷地境界線における騒音レベルをL₂(1)、平田中学校校舎における騒音レベルをL₂(2)とすると、P.83の式から以下の関係が成り立ちます。 $L_{2(1)} - L_{2(2)} = 10 \log a \cdot b / r_1^2 - 10 \log a \cdot b / (r_1 + 40)^2 = 10 \log (r_1 + 40)^2 / r_1^2$ ポンプ棟北東外壁から予定地敷地境界線までの距離(r₁)は約20mであるため、L₂₍₁₎ - L₂₍₂₎ は約10ホンとなります。 本環境影響評価では、平田中学校の敷地の周囲50m以内に含まれる敷地境界線における昼間の環境保全目標は60ホンと設定していますが、これは距離減衰を考えると、「学校環境衛生の基準」の「窓を閉じているとき中央値50ホン以下、窓を開けているときは中央値55ホン以下であること…」という「判定基準」を満足できる環境保全目標です。
(予 測)	●P.53「現在予定地内に入りしている車両が減少すると予測される」とは具体的にどうか。	P.246で説明しているように、「現在、予定地内には7世帯、34事業所があるが、ここに入りしている車両が、処理場供用時に発生する車両台数に等しいかやや上回る。」ということです。
	●P.58表2・5・8の実測位置は具体的にどこか。	各種機械の発生源騒音レベルの測定方法と位置は次のとおりです。 1)ポンプ(JIS B 8310) マイクロホンの位置はポンプ本体表面から1m、マイクロホンの高さは、床面から1mの高さに設定して測定しました。 2)ブロアー、圧縮機(JIS B 8346) ・ブロアー ケーシング表面から1m離れた位置で床面から1mの高さにマイクロホンを設定して測定しました。 ・圧縮機 本体表面から1m離れた位置で、床面から1mの高さにマイクロホンを設定して測定しました。 3)その他の機械(JISの類似機械に準拠) 本体表面から1m離れた位置で、床面から1mの高さにマイクロホンを設定して測定しました。
	●P.55C1、C2、C3を示した文献は具体的には何か。	P.83では有限面音源の距離減衰式を示しており、準備書では、C1、C2、C3の値は2通り(ここではケース1、ケース2とよんでいる)あると述べましたが、これはご指摘のとおり誤りであり、「ケース2」は削除します。
	●自動車騒音の予測に守田の提案した式を採用した理由は何か。	自動車騒音の代表的な予測式としては日本音響学会式(昭和50年2月)がありますが、本式は、時間交通量が1,000台以上の場合に適用され、本環境影響評価のように現況交通量および将来交通量が1,000台/h以下の場合には適用することができないため、以下の文献に記載されている「守田の提案式」を用いました。 「守田の提案式」による計算値と実測値はかなり整合しており、予測式として適用するのに妥当であると考えております。 ・通産省立地公害局、公害防止の技術と法規(騒音編) [(社)産業公害防止協会 昭和53年]

・守田栄、新版 騒音と騒音防止(第2版)[オーム社 昭和49年]

(環境保全
対策)

●植樹による減音についての具体的データを示せ。

植樹による緩衝効果に関するデータは下表のとおりです。

○樹林帯の緩衝効果に関する実験例

1)実験例その1 ネズミモチによる騒音の減衰状況
(減衰量(ホン))

周波数(Hz) →	125	250	500	1,000	2,000	4,000	8,000
↓林帯幅 (m)							
5	1.5	7.1	8.6	2.8	1.3	2.7	10.5
10	1.3	3.5	9.0	2.1	-	8.7	14.9
20	1.7	5.1	9.1	3.6	0.3	11.1	-
40	0.7	10.1	15.8	7.5	0.3	16.2	-
60	2.0	14.0	21.6	8.8	-	24.7	-

2)実験例その2 アベリアによる騒音の減衰状況
(減衰量(ホン))

周波数(Hz) →	125	250	500	1,000	2,000	4,000	8,000
↓林帯幅 (m)							
5	2.2	8.2	7.3	8.7	2.3	2.3	5.2
10	2.5	6.3	6.6	7.8	0.7	5.9	3.9
20	4.4	7.4	8.2	12.7	7.5	8.3	12.3
40	2.3	10.9	15.7	22.3	17.6	21.0	-
60	-	16.3	24.3	-	-	-	-

3)実験例その3 シャリンバイによる騒音の減衰状況
(減衰量(ホン))

周波数(Hz) →	125	250	500	1,000	2,000	4,000	8,000
↓林帯幅 (m)							
10	-	1.2	5.5	0	3.5	10.5	4.9

4)実験例その4 ヒイラギナンテンによる騒音の減衰状況
(減衰量(ホン))

周波数(Hz) →	125	250	500	1,000	2,000	4,000	8,000
↓林帯幅 (m)							
5	1.2	3.5	1.3	5.4	0	0	20.3
10	1.4	2.3	3.1	1.7	0	5.9	-
20	2.7	3.7	6.3	10.1	11.8	15.5	-

注)すべてアスファルト舗装面に対する減衰値である。
出典:千葉大学教授 本多 侑著「都市の公害防止に関する

		樹木と空間効果の基礎的研究]
(その他)	●ポンプ、ダンプの日毎、夜毎の騒音は文教地区と隣接してもよいか。又、交通面の安全性は保たれるか。 ※交通面の安全性については、交通安全の項に記載。	当地域は工業地域ですが、特別工業地区という性格を考慮し、準工業地域の厳しい値を環境保全目標としております。 さらに、平田中学校敷地の周囲50mの区域内に含まれる予定地敷地境界線では、環境保全目標を5ホン減じた値としており、学校環境衛生の基準(文部省作成)をも満足しております。 また、工事用車両および維持管理用車両は原則的に昼間に運行します。 さらに、ポンプについては、晴天時は騒音レベルの小さい電動ポンプが運転されますので問題はありません。 雨天時には雨水ポンプが運転されますが、騒音レベルの大きいディーゼルポンプの運転頻度は少なく、運転される場合でも、評価書で述べているように環境保全対策に万全を期します。
	●P.48表2・2・1レベルレコーダの型式は、LA-04型でなくてLR-04型でないか。	御指摘のとおり、LR-04型がレベルレコーダの正しい型式です。
振 動 (環境保全目標)	●自動車振動の保全目標を要請限度値とするのは問題である。	道路交通法に対する評価、測定法、基準は、昭和51年12月施行になった「振動規制法」によって確立され、同法に基づく総理府令で道路交通振動に係る要請の限度が定められています。 現在のところ、工事中の道路交通振動の基準としてはこれに代わるべき指標はありませんので要請限度値を採用しましたが、環境保全目標をさらに減じるため工事用道路の舗装等環境保全対策を講じ可能な限り影響がないように努めます。
(予測と評価および環境保全対策)	●予定地域は工場地域であり、精密機械等を使用しているが振動による害はどう考えているか。 又、低周波による人体への異常はどの様に対応するのか。	予定地敷地境界線における振動の予測値は供用時49dB以下であり、距離減衰を考えると周辺工場の精密機械等への影響はないと考えますが、万一問題が生じた場合は、現地調査を行うことにより対応してまいります。 また、低周波空気振動に関しては、現在本市の15の処理場の中からは苦情は出されておませんが、機械の異常現象に伴って発生するなど考えられますので、最適運転状態の維持など発生源対策を基本として対処していきます。
水 質 (環境保全目標)	●水質の保全目標としては、放流水の水質について具体的に明らかにすべきである。例えばBOD 10ppm、SS 30ppm(五条川左岸流域下水道浄化センターについての協定値)以下とすべきである。	処理場の放流水の水質については、下水道法第8条に規定する技術上の基準(BOD 20mg/リットル、SS 70mg/リットル)、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準(BOD 20mg/リットル、SS 50mg/リットル)および総量規制基準(COD 30mg/リットル×110,000m³/日=3,300kg/日)を遵守するよう考えています。 御指摘のように、新川の流域に対して、本事業区域は約5%にすぎず、市域外の将来把握は困難な状態であります。このような立場に立って、環境保全目標については、可能な限り事業者の責任を明確にします。 さらに、新川の現状水質からみて、上記基準値で常時放流するのではなく、広域的な水質改善の立場に立ち、基準値以下で放流するよう努力します。
(予 測)	●現在でも新川は悪い水質なのに将来市街化によって大幅に悪化するとと思われるが、その上処理場ができて良いのか。	御意見のとおり、新川は現在でも水質が悪く、環境基準を守れていない状態であり、将来市街化によって大幅に悪化すると予測されます。 しかし、準備書にも記載してあるように、河川の水質保全は、下水道の目的の1つです。 この新川についても水質および流域全体の環境保全のために、下水道を整備するものです。

		なお、見解書で示した下表の新川橋、冬期におけるBODの予測値は、新川流域面積の約5%の事業区域については、市街化が進んだ将来の状態とし、一方処理区域外については、市街化を想定することが困難なため、将来の人口等を現況の状態として予測したものです。 また、この予測の前提となった市街化の内容について明示します。 <table><tr><td>現況:29mg/リットル</td></tr><tr><td>将来(下水道未整備):39mg/リットル</td></tr><tr><td>〃 (下水道整備):22mg/リットル</td></tr></table>	現況:29mg/リットル	将来(下水道未整備):39mg/リットル	〃 (下水道整備):22mg/リットル
現況:29mg/リットル					
将来(下水道未整備):39mg/リットル					
〃 (下水道整備):22mg/リットル					
(その他)	●現在処理区域にある事業所及びその排水量、その質、現在の処理状況等を明らかにすべきである 又、水質の健康項目に示される有害物質使用事業所の有無、その使用状況も明らかにすべきである。	特定事業場については、法令(水質汚濁防止法第3条第1項に基づく排水基準を定める総理府令等)によって有害物質の公共用水域への排水水質を規制しており、名古屋市では公害対策局で把握、指導しています。 また、下水道が整備された場合にも、法令(下水道法第12条の2第1項および第12条の10第1項)によって有害物質の水質を規制しており、当局で監視、指導を行っていきます。			
	●1985年アメリカで厳しい規制があるという活性汚泥法の二次処理はバッキなど発ガン物質を含む飛沫が周辺500mの住民の健康上問題があるといわれているが、その心配はないか。	御意見のアメリカの厳しい規制とは、1972年に公布された水質汚濁防止修正法(水のマスキー法)の条文にある「1985年までに公共水域への汚濁物質の排出を絶滅すること(通称ゼロ・ディスチャージ)が、国家の目標である。」を言われていると思いますが、これはあくまでも法律の理念であり、規制としては「排水基準値以内の水質にして排出すること」というにすぎません。下水処理場については1977年まで(1977年の改正でさらに10年この期限は延長されていますが)に二次処理(我が国で通常に行われている活性汚泥法)を行い、さらに適宜高度処理を追加することにしたものです。 また、本処理場は、エアレーションタンク等の水処理施設を二重覆蓋しますので、飛沫等が外部へ出るおそれはないと考えております。			
地盤沈下 (予測と評価および環境保全対策)	●この地域は、デルタ地域で軟弱な地盤であり、鉄建公団は橋脚建設に30mまで杭打ちをしなければ安全性が保たれないときいているが、処理場建設で地盤沈下が生じない様対応できるか。	処理場建設工事による地盤沈下への影響については、評価書第2部第5章で述べているように、工事は入念な施工を行い、完全な遮水工法等を採用することにより対処するため、地盤沈下が生ずることはないと予測されます。 なお、実施にあたっては、ボーリング調査により予定地の土質を把握し、構造物については堅固な地盤まで杭打ちなどをして対処し、地盤沈下が生じないように万全を期します。			
交通安全 (環境保全目標)	●ポンプ、ダンプの日毎、夜毎の騒音は文教地区と隣接してもよい。又、交通面の安全性は保たれるか。 ※騒音については、騒音(その他)の項に記載。	評価書でも述べたように、周辺状況、幅員、安全施設等に問題のある道路は通らないようにします。 さらに、事前に再度交通量調査を行い、警察、道路管理者、学校、地域住民の方々と協議して建設時、供用時のルートを決し、通学路への影響など予想される問題に対しては、一時的な信号機の設置、ガードマンの配置など万全の対策を講じ、交通面の安全性を保つようにします。			
治水 (環境保全対策・その他)	●当地区の水害の対応策について新川が危険となった時、処理場は絶対に運転を停止しないと聞いているが何処へ排水するのか、説明を求める。 ●新川は重大危険河川でその流下能力を失っている新川へ日量11万tの排水を行うことは可能なのか。	排水計画をたてるにあたっては、河川管理者と協議を進めてまいります。現況でも生活排水などは新川へ排出されておりますので、これを集水し処理場で処理して放流する場合でも、放流水の放流停止はありません。 なお、処理場の処理量は日最大約1.3m³/secと極めて僅少です。 一方、雨水排水については、排水規制を受けているポンプ場もあります。排水規制は、破堤による災害を防止するため河川への放流を一時的に防止するものであります。			
	●今迄、度々、水害を受けたこの地区の住	予定地周辺の地域では、増大する雨水流出量に対し在来			

	民に対して、その恐怖心をなくす様地区住民に対して納得できる説明を求める。	水路等では処理できず、浸水が繰り返されておりますが、下水道の整備はこのような浸水対策として行うものです。
	●新川は、下流で川幅の狭いところがあるなど、治水上の問題点をかかえている。したがって、新川の整備が不可欠であり、この点に関して十分な予測を行うべきである。 保全対策についても「新川流域総合治水対策の動向を見ながら、予定地周辺の安全性確保に努める」などというのではなく、新川全体からみた対策について明らかにすべきである。	排水計画を立案するにあたっては、河川管理者と協議を進めてまいります。新川は昭和54年度より、国の総合治水対策特定河川事業の実施河川に採択されており、国の補助事業として河川改修事業が実施されております。この流域整備計画は、県等を含む流域内関連市町村で構成される新川流域総合治水対策協議会の中で検討されております。 新川流域総合治水対策協議会は昭和57年2月その整備計画の概要を示しましたが、その内容は下記のとおりです。 整備計画は、庄内川北部流域を含む新川下流低地地区対策として、50mm/h降雨に対応した内水排除計画を促進するとともに必要な河川整備を行うとしながらも、内水ポンプ運転調整あるいは雨水流出抑制策として可能な限り必要な措置を講ずるものとしています。 このようなことから、当局としては新川流域総合治水対策協議会の中で雨水流出抑制策などの施策を行っていく考えです。
	●標高1m余りの低位の丸野2丁目に毎時30mm以上の降雨があれば水害のおそれ起きるにもかかわらず、処理場の処理槽を設けてよいか。	処理場建設予定地付近はT.P.+2m程度ですが、施設については、強い降雨があっても機能を停止することのないような構造を考えています。 具体的には、施設を水密構造とし、ポンプ等重要機器類は床高、設置位置を高くして水につからないようにし、雨水排除および汚水の処理を常時可能にする施設を建設します。
地域分断 (評価と環境保全対策)	●処理場建設予定地周辺の地価等の低下をきたすと共に地域分断をきたし、学区民の共存生活を破壊することにならないか。	評価書の第2部第12章地域分断の第5節(P.301)に述べたように、生活道路として新しい役割を担うと予想される処理場付近の道路については、道路管理者との協議のもとに整備を行ってまいります。 また、水処理施設上部を覆蓋し、地域の方々のコミュニティ活動の場および平田中学校生徒の運動の場として利用しやすいようにし、よりよい環境をつくっていく計画でおります。
その他 (複合評価)	●近くには、ゴミ焼却場、環2等の事業の予定があり、「アセス」が行われている。これらの事業と合わせた「アセス」が必要と考えるがどうか。 ●夜間の騒音で処理場では50ホンの音が出るのに焼却場及び鉄道等で起きる複合騒音はどうなるのか。 ●焼却場の廃棄物と処理場の廃棄物の二重の廃棄物の害はどうなるのか。	当該地域には、名古屋市環境事業局山田工場(仮称)、国鉄瀬戸線、名古屋市高速度鉄道3号線、国道302号(名古屋環状2号線)の建設事業が計画されており、各事業別に環境影響評価が実施されている状況であります。御指摘のように、これらの事業を総合した環境影響評価を行うことが望ましいところであります。 しかし、各事業の実施時期、事業計画の熟度、環境影響評価で扱う環境項目、予測手法および範囲等が必ずしも一致しておらず、このような場合における総合的な環境影響評価の予測と評価の方法等がまだ十分に確立されていない状況であります。 本事業の実施にあたっては、環境保全目標を達成することにより環境保全に努めます。廃棄物処理に関しては、環境事業局と競合する部分は同局と協議してまいります。
(地域の生活基盤)	●平田地域には現在焼却場がありますが、これ以上地域の低下をきたす処理場を建設し、地域の発展を阻害しなければならないのか。 ●丸野二丁目が抹消されるが、その地域の人達の生活基盤はどうなるか。又、商工業者の活動阻害をきたすがどうするのか。	下水道は、生活環境の改善をはじめとして、浸水の防除、公共用水域の水質保全等に大きく寄与する施設であります。 本処理場の位置は、P.5位置選定理由で述べたとおり、地形条件、放流条件等総合的に検討し、丸野二丁目を選定いたしました。本処理場では処理場全体を覆蓋し、技術的に進歩した公害対策設備を設置することにより周辺地域への影響について考慮しています。 また、修景植栽により処理場の景観を良好にし、覆蓋した上部は公園としての利用も可能なものとなっており、空間利用上も利用価値の高いものとなっております。 したがって、処理場の建設は、地域の発展を阻害する

		ことにはならないと考えております。
--	--	-------------------

		なお、処理場建設により、移転をお願いすることになる住民 および商工業者の方々には、移転補償費や移転先の用地等 について誠意をもって臨んでまいります。
--	--	--